

狛江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金について

1. この補助金ってなに？

狛江市民で、①認証保育所等に、月120時間以上の月極め利用契約を結び有償で預けており、②保育を必要としているご家庭に補助金を交付する制度です。
③世帯の市区町村民税所得割課税額に応じた補助（「利用者支援」）および④第2子以降の児童に対する補助（「多子世帯支援」）によって、交付額を決定します。

① 認証保育所等 とは

- 認証保育所 → 東京都が認めた施設（都内にしかない施設です）
- 家庭福祉員（保育ママ） → 狛江市が認定した方
- その他の認可外保育施設 → 都道府県知事に届出をしている施設

注意

補助金を交付できない施設もあります。

- 会社の従業員しか利用できない施設
- （店舗など）お客様のお子様を一時的に預かるための施設
- 期間限定で設置された臨時的な施設
- 都道府県知事に届出を行っていない施設
- 親族間の預かり合い など

② 保育を必要としている とは

⇒ 保護者**全員**が自宅で保育できないと市で認めた場合です。

認められる場合（証明する書類が必要です）

- 週3日以上かつ週12時間以上働いている（就労証明書〈市HPからダウンロード可〉）
- 入院、療養している（診断書など）
- 障がいを持っている（身体障害者手帳など）
- 出産予定である（母子手帳）
※出産予定月及びその前後2カ月の5カ月間を限度に補助の対象となります
- 求職中である（雇用保険受給資格者証、就労確約書〈市HPからダウンロード可〉 など）
※求職中による申請は、2カ月間を限度に補助の対象となります

認められない場合

- 当月1日時点で、育児休業中である
- 当月1日時点で、状況を証明する書類が用意できない など



2. どれくらいの金額が補助されるの？

粕江市認証保育所等入所児童保護者負担軽減補助金は、

「利用者支援」と「多子世帯支援」の2つからなり、対象者・補助金額がそれぞれ異なります。

【利用者支援】

対象：0～2歳児クラス

(令和6年4月1日時点で2歳児以下の児童／無償化補助を受けている世帯又はベビーシッター利用支援事業を活用している世帯は対象外)

⇒ 世帯ごとの最新(令和6年度)の市区町村民税所得割課税額に応じて補助金額が変わります。

世帯ごとの市区町村民税所得割課税額	補助金額/月
77,100円以下の世帯	15,000円
211,200円以下の世帯	11,000円
256,300円以下の世帯	7,000円
256,301円以上の世帯	交付できません

※課税額は、課税証明書などで確認できます。

※最新の課税証明書は令和6年1月1日に住民登録をしている自治体で取得できます。

※表中の市区町村民税所得割課税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

【多子世帯支援】

対象：0～5歳児クラス かつ 上の子の年齢に関わらず第2子以降の児童

(令和6年4月1日時点で5歳児以下の児童)

対象世帯		補助金額/月
0～2歳児	当該年度市区町村民税課税世帯	27,000円
	当該年度市区町村民税非課税世帯	ベビーシッター利用支援事業において 33,000円
3～5歳児		25,000円
		20,000円

3. 交付額の計算方法は？

【補助金額】（円）×月数（「利用者支援」と「多子世帯支援」のいずれにも当てはまる場合は合計額）

と、

保育料※（無償化対象として補助される額を除く）を比べていずれか低い額

で交付金額を決定します。

【月数の数え方】

毎月、以下のイ～ニを全て満たした場合に補助金の対象月と数えられます。

イ ○月1日に住民登録が狛江市にある

ロ ○月1日に認証保育所等に在籍している（月120時間以上の月極め利用契約を結んでいる）

※複数の施設に在籍している場合、合計で月120時間以上の月極め契約を結んでいる必要があります

ハ ○月1日時点で保育を必要としている（1の②）

ニ ○月分の保育料を支払い済である

※○には4～9（月）が入ります

注意

よくあるケース（例：6月分が対象月かどうか）

- ・6月1日まで通園していた（6月分の保育料は支払い済）→ 6月分は条件ロを満たしています
 - ・6月2日から母の育児休業が始まった → 6月分は条件ハを満たしています
 - ・6月2日から保育所と契約を結んだ → 6月分は条件ロを満たしていません
 - ・6月2日から勤務先と雇用契約を結んだ → 6月分は条件ハを満たしていません
- ⇒各月1日時点で、要件を満たしているかどうかを基準です。

4. いつ、どうやってもらえるの？

⇒ この補助金の交付は年に2回、6カ月分をまとめて交付します。

第一期：4～9月分（申請は9月中）
第二期：10～3月分（申請は3月中）

- ・保育料を先に全額お支払いいただき、その後、市で補助金を交付します。
- ・両期とも、振込に締切から1～2カ月程度かかります。
- ・第二期に第一期分の申請漏れの対応をしております。第一期に申請漏れがあった場合は、狛江市役所 児童育成課保育・幼稚園担当にお電話ください。

5. 申請にはなにが必要なの？

⇒ 申請には、全員が必要な書類と、ご家庭の状況に応じて必要な書類の2種類があります。

	書類の名前	注意	チェック
全員が必要	申請書（1号様式）	① 書類上段は保護者の方がご記入ください。 ② 下段の「 <u>在籍証明書</u> 」は、保育所に作成をお願いしてください（ベビーシッター利用支援事業は記入不要です）	<input type="checkbox"/>
	請求書（4号様式）	<u>書類中段の「住所」より下をご記入ください。</u>	<input type="checkbox"/>
	契約書の写し	<u>3の条件</u> に合致する契約書のコピーを提出してください。（契約期間、契約時間、氏名、施設名が確認できるページ）	<input type="checkbox"/>
	保育を必要としている証明書（両親分） ※1 （証明日から3か月以内のものが有効）	（以下より状況に応じて） ・就労証明書（自営業の方は添付書類が必要です） ・診断書（家庭での保育が困難という旨の記載が必要です） ・身体障害者手帳 ・母子手帳（表紙及び出産予定日が分かるページの写し） ※出産予定月及びその前後2カ月の5カ月間を限度に補助の対象となります ・雇用保険受給資格者証、就労確約書など求職活動中であることを証明する書類 ※求職中による申請は、2カ月間を限度に補助の対象となります	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
家庭状況による	令和6年度課税証明書または非課税証明書（両親分）	<u>令和6年1月1日に狛江市に住所がない方は、</u> 該当の役所で令和6年度の課税証明書または非課税証明書を取得してください。（別途児童育成課へ提出済みの場合は不要です。付箋等に「〇〇の申請で提出済み」等と記載し、申請書に貼付してください。）	父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/>
	東京都ベビーシッター利用支援事業を活用している方（0～2歳児クラスの第2子以降）	対象月の領収書全ての写し又はそれに類する（支払額が分かる）書類 ※1時間150円となっている領収書が対象となります。Web領収書等は画面を印刷してご提出ください。	<input type="checkbox"/>

※1 「保育を必要としている証明書」について

本申請は「保育を必要としている証明書」の提出を必要としておりますが、令和6年度第一期の手続きにおいては、以下のとおりといたします。

●令和6年度4月入園以降の認可保育園、ごきょうだいの学童保育申込や直近3カ月以内の証明を別途児童育成課に提出済みの場合は、ご提出不要といたします。付箋等に「令和6年4月入園認可保育園申込で就労証明書提出済み」等と記載し、申請書に貼付してください。ただし、内容に変更が無い場合に限ります。

●転職、退職や育児休業の開始など、内容に変更があった場合で、児童育成課に変更後の届出をしていない場合は、就労証明書のご提出が必要です。

●認可保育園お申込み時点で「育児休業中」として就労証明書を提出したが、復職後、復職証明書を児童育成課に提出済みの場合は、ご提出は不要です。

●変更があるにも関わらず提出せず、補助金を受領していた場合は、補助額をご返還いただきます。また、変更があるにも関わらず提出せず、補助要件を満たさないと判断された場合にも、責任は負いませんのでご了承ください。

注意

よくある質問

Q 「補助対象期間中に転職をしました。新しい勤務先の就労証明書だけ提出すれば良いですか？」

A 転職前の就労証明書を児童育成課に提出している場合、転職後の就労証明書のみご提出で構いません

Q 認証保育所とベビーシッター利用支援事業を同時に受けており、どちらも申請したい。

A 認証保育所用、ベビーシッター利用支援事業用、それぞれ申請書一式をご提出ください。
添付資料等で共通するものはコピーで構いません。

Q 「第1期分の申請を忘れました」又は「第1期分の申請を遡って行いたい」

A 第2期分の受付期間中に、第1期分の申請を併せて行うことは可能です。

申請書下段「在籍証明書」記載欄が6カ月分しかございませんので、申請書を2枚使用してご提出ください。

※ただし、年度を越えて申請することはできません。